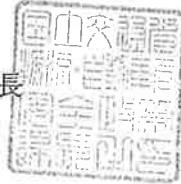


令和 6 年 3 月 29 日
国自安第 169 号
国自基第 224 号

公益社団法人全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課 長



車両基準・国際課長



自動車運転者の休息場所として利用する車両内ベッドについて

2 人体制で自動車運転者を配置して、トラックの車両内に座席とは別に設置されているベッド（以下「車両内ベッド」という。）を自動車運転者の休息場所として運行中に利用することについて、令和 6 年 4 月 1 日から適用される改正改善基準告示で自動車運転者の休息場所として二人乗り乗務の特例の適用を受ける車両内ベッドの要件が定められているところ、国土交通省において、休息中の自動車運転者の安全に配慮する観点から、走行中に使用するために設計される車両内ベッド等について安全上配慮されるべき事項及び車両内ベッドの使用条件や注意事項等についての使用者への周知を徹底することを「トラックの車両内ベッドの設計上の配慮事項等について」としてとりまとめ、自動車製作者等に別紙のとおり通知しました。

運送事業者の皆様におかれましては、車両内ベッドを活用する場合には、自動車製作者又は車両架装事業者により取扱説明書等に記載された使用条件や注意事項等に従って適切に利用いただくようお願いします。

以上